

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	資料1-3
提出年月日	令和5年12月13日

泊発電所3号炉 前回審査資料に対する記載適正化箇所リスト

第9条 溢水による損傷の防止等

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
1	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.17.0）	9条-9	以下の誤記を修正した。 誤）循環水配管 正）循環水管	
2	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r.15.0）	9-19	同上	
3	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.17.0）	9条-13	補正書との記載整合のため、以下のとおり修正した。 溢水防護対象機器等 ⇒ 溢水防護対象設備 機能喪失高さの実力値である個別測定した高さ ⇒ 実力高さ	
4	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r.15.0）	9-26	同上	
5	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.17.0）	9条-14, 9条-18	補正書との記載整合のため、以下のとおり修正した。 漏えい検知器 ⇒ 漏えい検知システム	
6	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r.15.0）	9-27, 9-33	同上	
7	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.17.0）	9条-21	補正書との記載整合のため、以下のとおり修正した。 第1.7.1表 溢水から防護すべき系統 ⇒ 第1.7.1表 溢水から防護すべき系統設備	
8	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r.15.0）	9-51	同上	
9	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r.17.0）	9条-22, 23 9条-別添1-10	第1.7.1表中の計装設備の名称について、既許可の名称と統一するため以下のとおり修正した。また、別添1本文の表3-1についても同様に修正した。 ・1次冷却材圧力 ⇒ 1次冷却材圧力（広域） ・1次冷却材高温側/低温側温度（広域） ⇒ 1次冷却材温度（広域-高温側, 低温側） ・格納容器圧力 ⇒ 原子炉格納容器圧力 ・格納容器高レンジエリアモニタ（低レンジ/高レンジ） ⇒ 格納容器内高レンジエリアモニタ（高レンジ, 低レンジ） ・補助給水ライン流量 ⇒ 補助給水流量	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
10	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 15. 0）	9-52 9-別添1-17	同上	
11	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 17. 0）	9条-別添1-17 9条-別添1-21	他条文との整合のため、設備名称を以下のとおり修正した。 ・原子炉補機冷却水冷却器入口ストレーナ ⇒ 原子炉補機冷却水冷却器海水入口ストレーナ ・所内変圧器 ⇒ 主変圧器 ・起動変圧器 ⇒ 所内変圧器	
12	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 15. 0）	9-別添1-23 9-別添1-27	同上	
13	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 17. 0）	9条-別添1-20	表3-3中にある「PS-3の放射性物質の貯蔵機能」の対象設備を適正化した。 ・本表のうち、「PS-3の放射性物質の貯蔵機能」には、液体廃棄物処理設備の”洗浄排水処理装置”と”洗浄排水濃縮廃液移送容器”を記載していたが、当該設備は直接関連系ではなく、間接関連系のため、「構築物、系統又は機器」からは削除する。 ・同様に固体廃棄物処理設備の”ベイラ”も「構築物、系統又は機器」から削除する。	
14	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 15. 0）	9-別添1-26	同上	
15	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 17. 0）	9条-別添1-40	・泊発電所では、防護対象設備の有無にかかわらず、建屋内に自動作動するスプリンクラーが設置されていないことを明記した。 ・また、建屋外の消火活動に伴う溢水によって、防護対象設備が機能喪失しない設計とすることを追記した。	
16	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第9条 溢水による損傷の防止（DB09-9 r. 15. 0）	9-別添1-59	同上	
17	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第9条 溢水による損傷の防止等（DB09 r. 17. 0）	9条-別添1-44～52	使用済燃料ピットのスロッシング評価について、基準地震動確定後に評価を行うとしていた追而を解消した。 ・2023年6月の基準地震動確定の際に新たに追加となった基準地震動の床応答スペクトル図を追加した。（図8-3） ・これらの追加となった基準地震動については、使用済燃料ピットの固有周期における応答が、溢水量が最大となったSs3-2を上回るものがないことを確認し、これまでの評価で示していた最大溢水量35m <sup>3</sup> から変更が無いことを確認した。 ・上記の追加となった地震動に対する評価結果について記載を追加し、図8-9にピット固有周期における各地震動の応答を示した床応答スペクトル図を追加した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
18	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 15. 0)	9-別添1-80~88	同上	
19	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 17. 0)	9条-別添1-66	泊発電所では、屋外消火活動時の溢水影響が、地震時の屋外タンク損傷を想定した溢水影響評価に包含されることを追記した。	
20	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 15. 0)	9-別添1-111	同上	
21	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 17. 0)	9条-別添1-55	タービン建屋における津波流入量を反映し、追而を解消した。 ・泊は循環水ポンプ停止前に津波が来襲するため、津波来襲時の取水側水位(水頭)を考慮して溢水流量を算出している。 ・泊は今後の管路解析によってタービン建屋の没水水位が最も高くなる入力津波が変更になる可能性があるため、詳細設計段階で全ての入力津波を考慮した再評価を行うことを記載している。	
22	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 15. 0)	9-別添1-93~95	同上	
23	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 17. 0)	9条-別添1-54	「図9-1 タービン建屋の溢水概念図」に津波防護施設等を反映した。	
24	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 15. 0)	9-別添1-92	同上	
25	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 17. 0)	9条-別添1-添付16-4	「表9 タービン建屋 系統別溢水量(地震起因)」のうち、循環水系の「系統漏えい量 W1」を以下のとおり見直し、また、溢水量の合計値に反映した。 28367⇒35200 m <sup>3</sup>	
26	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 15. 0)	9-別添1-添付16-12	同上	
27	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 17. 0)	9条-別添1-添付16-4	「表9 タービン建屋 系統別溢水量(地震起因)」のうち、主蒸気及び給水系、復水系、軸受冷却系の「系統溢水量 W」に関する誤記修正。 本表における修正のみであり評価結果に影響なし。	
28	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 15. 0)	9-別添1-添付16-12	同上	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
29	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 17. 0)	9条-別添1-添付23-25	「表4 タービン建屋における地震時の溢水を考慮する機器 (15/15)」のうち、配管(循環水管伸縮継手)に関する溢水量を以下に見直した。 28370⇒35200 m <sup>3</sup>	
30	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 15. 0)	9-別添1-添付23-28	同上	
31	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 17. 0)	9条-別添1-添付24-1～3	基準地震動確定後の評価において、スロッシングによる溢水量が変わらないことを確認できたため、追而を解消した。	
32	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 15. 0)	9-別添1-添付24-1, 3, 6	同上	
33	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 17. 0)	9条-別添1-添付30-4	地震起因の溢水における津波の考慮について、基準津波たによる津波高さを追而としていたが、基準津波が未確定であるため、津波高さを記載していない大飯と同様の記載とした。 なお、「海水ポンプエリアに津波が流入しないことを確認する」という適合方針は女川・大飯と同様である。	
34	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 15. 0)	9-別添1-添付30-3	同上	
35	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 17. 0)	9条-別添1-添付30-4, 5, 12, 29	資料全体として文章の末尾が「した」となっていることから(「確認した」「想定した」等)、資料内で統一するため以下のとおり修正した。 確認している ⇒ 確認した 実施する ⇒ 実施した 評価する ⇒ 評価した	
36	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 15. 0)	9-別添1-添付30-4, 10, 23	同上	
37	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 17. 0)	9条-別添1-添付30-8～10, 30	・泊発電所では、防護対象設備の有無にかかわらず、建屋内にスプリンクラーが設置されていないことを明記した。 ・また、建屋外のスプリンクラーからの放水による溢水によって、防護対象設備が機能喪失しない設計とすることを明記した。	
38	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 15. 0)	9-別添1-添付30-7, 9, 24	同上	
39	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 17. 0)	9条-別添1-補足32-3 9条-別添1-補足43-3	基準地震動確定後の評価において、スロッシングによる溢水量が変わらないことを確認できたため、追而を解消した。	

No	資料名称	該当ページ	適正化内容	備考
40	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 15. 0)	9-別添1-補足32-3 9-別添1-補足43-5	同上	
41	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 17. 0)	9条-別添1-補足14-4	「表4 タービン建屋 溢水量」のうち、循環水管継手の隔離前漏えい量を「45,900m <sup>3</sup> /h」に見直したことに伴い、溢水量を以下に見直した。 28367⇒35200 m <sup>3</sup>	
42	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 15. 0)	9-別添1-補足14-5	同上	
43	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 17. 0)	9条-別添1-補足34-4	海水ポンプエリアの入力津波高さを追而としていたが、海水ポンプエリアの入力津波高さが未確定であることから、海水ポンプエリア床面が入力津波高さよりも低いことを記載することで、追而を解消した。	
44	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 15. 0)	9-別添1-補足34-4	同上	
45	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第9条 溢水による損傷の防止等 (DB09 r. 17. 0)	9条-別添1-補足35-1～8	タービン建屋における津波流入量を反映し、追而を解消した。 ・泊は循環水ポンプ停止前に津波が来襲するため、津波来襲時の取水側水位(水頭)を考慮して溢水流量を算出している。 ・泊は今後の管路解析によってタービン建屋の没水水位が最も高くなる入力津波が変更になる可能性があるため、詳細設計段階で全ての入力津波を考慮した再評価を行うことを記載している。	
46	泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第9条 溢水による損傷の防止 (DB09-9 r. 15. 0)	9-別添1-補足35-3～12	同上	